

## 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 11 号）

### 【長崎市独自基準】

- ・ 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- ・ 訪問サービスの「基本取扱方針」に「利用者の人格を尊重し」の文言を追加
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知
- ・ 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長
- ・ 訪問サービス等の「地域等との連携」に「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること」を追加
- ・ 施設サービスの「基本方針」、居宅サービス及び地域密着型サービスの「一般原則」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・ 特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の「居室定員」の緩和
- ・ グループホーム等への消防設備の設置（平成 25 年 6 月 28 日施行）
- ・ グループホーム等の避難訓練の回数の改正（平成 25 年 9 月 1 日施行）
- ・ 暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

厚生労働省令	長崎市条例
<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）</u>その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）</p> <p><u>第三条の二十一</u> 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、<u>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報</u></p>	<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第 3 条（略）</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>本市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）</u>その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）</p> <p><u>第 2 4 条</u> 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、<u>利用者の人格を尊重し、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第三条の三十七</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第三条の四十</u> (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>二 <u>第三条の十八</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第三条の二十三</u>第二項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>四 <u>第三条の二十四</u>第十一項に規定する訪問看護報告書</p> <p>五 <u>第三条の二十六</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 <u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 <u>第三条の三十八</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>(2) <u>第21条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第26条</u>第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(4) <u>第27条</u>第10項に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) <u>第29条</u>に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(6) <u>第39条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) <u>第41条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針)</p> <p><b>第九条</b> 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、<u>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><b>第十六条 (新設)</b></p> <p><u>1 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第十七条 (略)</b></p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第三条の十八第二項に規定する提供した具体</u></p>	<p><u>着型介護サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針)</p> <p><b>第51条</b> 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、<u>利用者の人格を尊重し、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><b>第58条</b> 指定夜間対応型訪問介護事業者は、<u>その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、<u>介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第59条 (略)</b></p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第21条第2項に規定する提供した具体的な</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する<u>市町村</u>への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三条の三十八</u>第二項に規定する事故の状況及び<u>事故</u>に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>サービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第29条</u>に規定する<u>本市</u>への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第39条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第41条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定夜間対応型訪問介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第六十条</u> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 認知症対応型通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第三条の十八</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する<u>市町村</u>への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三条の三十八</u>第二項に規定する事故の状況及び<u>事故</u>に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第80条</u> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第21条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第29条</u>に規定する<u>本市</u>への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第39条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第41条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サー</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p><u>第七十三条</u> 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>七・八</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第八十七条</u> (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 居宅サービス計画</p> <p>二 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 次条において準用する<u>第三条の十八</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 <u>第七十三条第六号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する<u>市町村への通知に係る記録</u></p> <p>六 次条において準用する<u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容</p>	<p><u>ビス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p><u>第93条</u> 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) <u>前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第108条</u> (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第21条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第93条第6号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第29条</u>に規定する<u>本市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>等の記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第三条の三十八</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>八 <u>第八十五条</u>第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (新設)</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第九十七条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (新設)</p> <p><u>7・8</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第一百七条</u> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>二 <u>第九十五条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第九十七条</u>第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の</p>	<p>録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第41条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>(8) <u>第106条</u>第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p><u>3</u> <u>前項</u>の規定によるほか、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第118条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>7</u> <u>前項</u>の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p><u>8・9</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第128条</u> (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) <u>第116条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第118条</u>第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第三条の三十八</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第八十五条</u>第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(新設)</p>	<p>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第29条</u>に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第39条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第41条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第106条</u>第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第一百八条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う<u>場合には</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第139条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う<u>場合は</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第二百二十八条</u> (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第149条</u> (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>二 <u>第百十六条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百十八条</u>第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第百二十六条</u>第三項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第三条の三十六</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第三条の三十八</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 次条において準用する<u>第八十五条</u>第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>九 <u>施行規則第六十五条</u>の四第四号 に規定する書類</p> <p>(略)</p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第百三十条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>市町村</u>、<u>居宅介護支援事業者</u>、<u>居宅サービス事業者</u>、<u>地域密着型サービス事業者</u>、<u>他の介護保険施設</u>その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連</p>	<p>備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第137条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第139条</u>第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第147条</u>第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第29条</u>に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第39条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第41条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第106条</u>第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(9) <u>省令第65条</u>の4第4号に規定する書類</p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第152条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、<u>本市</u>、<u>地域包括支援センター</u>、<u>居宅介護支援事業者</u>、<u>居宅サービス事業者</u>、<u>地域密着型サービス事業者</u>、<u>他の介護保険施設</u>その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供</p>



厚生労働省令	長崎市条例
<p>携に努めなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p><u>第百三十二条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二～九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第百三十七条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第百五十一条</u> (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次の</u></p>	<p>する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p><u>第154条</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、<u>次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 居室 <u>次のとおりとする。</u></p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は2人と、<u>入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第159条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>6 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第173条</u> (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p><u>第一百五十六条</u>（略）</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 地域密着型施設サービス計画</p> <p>二 <u>第三十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第三十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する<u>第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>五 次条において準用する<u>第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>六 前条第三項に規定する事故の状況及び<u>事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>（新設）</p>	<p>掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、<u>その結果を従業者に周知徹底すること。</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p><u>第178条</u>（略）</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する<u>第29条に規定する本市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する<u>第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び<u>当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(基本方針)</p> <p>第百五十九条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>市町村</u>、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第百六十二条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う<u>場合には</u>、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(指定複合型サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第百七十七条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 ～五 (略)</p> <p>六 指定複合型サービス事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う<u>場合には</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>七～十一</u> (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第181条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>本市</u>、<u>地域包括支援センター</u>、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>(指定複合型サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第199条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定複合型サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(記録の整備)</p> <p>第百八十一条 (略)</p> <p>2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 居宅サービス計画</p> <p>二 複合型サービス計画</p> <p>三 <u>第百七十七条第六号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第百七十八条第二項</u>に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>五 <u>第百七十九条第十項</u>に規定する複合型サービス報告書</p> <p>六 次条において準用する<u>第三条の十八第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第三条の二十六</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>八 次条において準用する<u>第三条の三十六第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する<u>第三条の三十八第二項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>十 次条において準用する<u>第八十五条第二項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p> <p>2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 複合型サービス計画</p> <p>(3) <u>第199条第6号</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第200条第2項</u>に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) <u>第201条第9項</u>に規定する複合型サービス報告書</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第21条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第29条</u>に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する<u>第41条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定複合型サービス事業者は、<u>地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号、第2号、第4号及び第6号</u>に掲げる記録を保存しなければならない。</p>

《グループホーム等への消防設備の設置（平成 25 年 6 月 28 日施行）》

改正前	改正後
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第 8 7 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所には、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の<u>非常災害に際して必要な設備</u>その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室 次のとおりとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね 7. 4 3 平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を控除した数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 1 1 4 条 (略)</p> <p>2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第 1 2 5 条において同じ。）を 5 人以上 9 人以下とし、居室、</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第 8 7 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所には、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室 次のとおりとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね 7. 4 3 平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を控除した数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) <u>消火設備その他の設備 次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けること。</u></p> <p>イ <u>非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 1 1 4 条 (略)</p> <p>2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第 1 2 5 条において同じ。）を 5 人以上 9 人以下とし、居室、</p>

<p>居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 (新設)</p> <p><u>3～7</u> (略)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第197条 指定複合型サービス事業所には、居間、食堂、台所、宿泊室、 浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サ ービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当 該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の設備その他利用者が日常生活 を営む上で必要な設備を設けるものとする。</p> <p><u>3 前項の消火設備その他の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) スプリンクラー設備を設けること。</u></p> <p><u>(2) 非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p><u>4～8</u></p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第197条 指定複合型サービス事業所には、居間、食堂、台所、宿泊室、 浴室、消火設備その他の設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設 備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当 該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 消火設備その他の設備 次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火 災報知設備を設けること。</u></p> <p><u>イ 非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

《グループホーム等の避難訓練の回数の改正（平成25年9月1日施行）》

改正前	改正後
<p>(非常災害対策)</p> <p>第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体 的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、そ れらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練 その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体 的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、そ れらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必 要な訓練を1月に1回行わなければならない。</p>

(第103条の準用) 第129条 認知症対応型共同生活介護  
第204条 複合型サービス

《暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）》

改正前	改正後
<p>(申請者の要件)</p> <p>第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（第 43 条の 2 において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第 43 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

- (第 43 条の 2 の準用)
- 第 60 条 夜間対応型訪問介護
  - 第 81 条 指定認知症対応型通所介護
  - 第 109 条 指定小規模多機能型居宅介護
  - 第 129 条 指定認知症対応型共同生活介護
  - 第 150 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
  - 第 179 条 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - 第 191 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
  - 第 204 条 指定複合型サービス